

# こども性暴力防止法の概要

前こども家庭庁成育局安全対策課課長補佐  
小林秀親 Hidechika Kobayashi

## I はじめに

令和6年6月19日、第213回国会（通常国会）において、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号。以下「本法」という。）が成立し、同月26日、公布された<sup>1</sup>。

本法は、

- 児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う事業者がその従業員等による児童等に対する性暴力等を防止する責務を有することを明確化し、
- 児童等に対する性暴力等を防止するために必要な措置等を講じることを求めるとともに、
- そのような措置を講じるための重要な手立てとして、従業員等の性犯罪前科の有無に係る情報を国が事業者に提供する仕組みを創設すること

などを内容とするものである。

以下、本法成立の経緯に触れつつ、本法の概要を紹介する。なお、本稿中意見にわたる部分は、もとより私見である。

## II 本法の制定経緯等

### 1 閣議決定

令和3年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（以下「本閣議決定」という。）<sup>2</sup>において、「教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み、いわゆる日本版DBSの導入に向けた検討を進める」とされた。

### 2 有識者会議の開催等

本閣議決定を踏まえ、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を進めるため、こども家庭庁成育局長が学識経験者及び実務者等の参集を求め、令和5年6月から同年9月までの

1 本法の条文等については、こども家庭庁のホームページ〈<https://www.cfa.go.jp/laws/houan/e81845c0>〉を参照されたい。

2 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)